

公害紛争処理についてのご案内

このパンフレットは、公害紛争処理法に基づく公害紛争処理制度について概要を説明したものです。詳細については、下記にご相談ください。

山梨県森林環境部大気水質保全課
〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号
電話 055-223-1508 FAX 055-223-1512

1 公害審査会等について

公害紛争の迅速かつ適切な解決を図ることを目的として、都道府県は、公害紛争処理法第13条の規定により、公害審査会（以下、「審査会」といいます。）を置くことができますこととなっています。

審査会を置かない場合は、同法第18条の規定で、毎年又は一年を超え三年以下の期間で条例で定める期間ごとに、知事は公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないとされています。

本県では、審査会を設置せず、また、条例において委嘱の期間を3年と定めていることから、3年に1度公害審査委員候補者を委嘱しています。

候補者は、法律（4名）、公衆衛生（3名）、産業技術（7名）の各分野から委嘱し、公害紛争に関わる申請が出された場合、この中から委員を知事が指名し、委員会を構成して紛争処理の業務（あっせん、調停、仲裁）を行うことになっています。

2 公害紛争処理制度で取り扱う紛争とは

相当範囲にわたる典型7公害で、かつ民事上の紛争です。（公害紛争処理法第2条）

（1）「相当範囲にわたる」とは

人的・地域的にひろがりがある、という趣旨です。（申請は一人でもできます。）

（2）「典型7公害」とは

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭をいいます。

（3）「民事上の紛争」とは

例えば、損害賠償の請求、操業の差止めや公害防止対策を求めるといったものです。行政処分（許可・認可など）の取消や規制権限の行使等を求めるものは「行政事件」と呼ばれ、民事上の紛争とは区別されていますので公害紛争処理制度で扱う紛争に該当しません。

＊「相当範囲にわたる典型7公害で、かつ民事上の紛争」にあたらぬ申請は却下されることになります。（⇒8ページ）。

＊重大な被害をもたらす公害や航空機、新幹線などに関わる特別な紛争については、国（総務省）の公害紛争処理機関である「公害等調整委員会」が取り扱います。（公害紛争処理法第24条第1項、公害紛争処理法施行令第1条）

＊防衛施設に関わる公害は取り扱いません。（公害紛争処理法第50条）

【以下では、本県で最もよく利用されている「調停」の申請手続について説明します。】

3 調停とは

- (1) 調停とは、調停委員会（以下、「委員会」といいます。）が紛争の当事者を仲介し、当事者双方の互譲による合意に基づいて紛争の解決を図る手続です。委員会が当事者の間に入って手続を進め話し合いをリードしていきますが、あくまでも当事者双方の合意が基本となります。

このため、当事者に対し調停への出頭を強制することはできません。

- (2) 申請には所定の手数料が必要です。（⇒6ページ）
- (3) 当事者間に合意が成立したときは、調停委員立会のもとに調停調書を作成します。調停調書は民法上の和解契約と同一の効力を有し、調停成立後は当事者が自主的に義務を履行することになります。仮に義務違反が発生した場合、知事に義務履行の勧告（⇒8ページ）を求めることができますが、合意事項を強制的に実現することはできません。強制執行を行うためには、あらためて裁判所に訴えを起こして判決を得る必要があります。
- (4) 委員会は、一方の当事者の主張が妥当であると認定したり、一方の当事者に特定の措置をとるよう命令したりすることはできません。また、紛争で問題となっている場所に強制的に立ち入ったり、文書や物件の提出を強制したりする権限はありません。（ただし、重大な被害をもたらす公害に関する紛争の場合は別です。）

4 調停の進行は

- (1) 手続の流れ

- ① 調停は、知事あてに（窓口は大気水質保全課）所定の事項（⇒8ページ）を記載した「調停申請書」によって申請してください。
- ② 書面に記載事項等の不備がなければ手続が始まります。申請された案件に事件番号（例：令和〇年（調）第〇号事件）が付されて被申請人（相手方）へ申請書の写しが送付されます。
- ③ 3名の委員からなる委員会が構成され、ここからは委員会が手続を進めます。
- ④ 第1回調停期日（手続が行われる日時・場所のことを「期日（きじつ）」といいます。）の「開催通知」を当事者に送付します。

期日は1回2時間程度で、原則として、県庁において通常の執務時間内に開かれます。

1回で手続が終了しないときは次回期日が開かれることとなりますが、期日と期日の間隔は当事者、調停委員及び事務局の日程調整の都合上、概ね1か月～2か月となりますのでご了解ください。

- ⑤ 委員会は、期日において被害の実態や防止対策等について当事者の主張を聴き、場合により現地調査を行ったり、参考人等から意見を聴いたり、市町村に資料の提出を求めたりして、当事者間の話し合いが円滑に進むように側面から支援し、合意点をさぐります。

委員会は必要に応じて調停案の提示や**調停案の受諾勧告**（⇒8ページ）を行います。

- ⑥ 当事者が合意に達すると委員会は合意内容を記した調停調書を作成し、これに当事者双方及び各調停委員が署名することにより調停が成立します。

一方、話し合いをこれ以上続けても合意に達する見込みがないと委員会が判断したときは調停を打ち切ります。

（2） 留意事項

- ① 申請が「期待はずれ、時間のむだ」とならないよう、制度の内容を十分理解したうえでの申請をお願いします。

- ② 話し合いがうまくいき合意が成立するためには、互譲が必要です。

- ③ 法律の定めにより調停は非公開で行います。（公害紛争処理法第37条）

調停の席での話をみだりに外部へ漏らすと合意形成が困難になりますので十分注意してください。また、調停期日の内容を録音したり撮影したりすることはご遠慮ください。

（3） その他

- ① 申請人及び被申請人は、紛争当事者である、個人、法人又は法人に準じた団体です。法人又は団体の場合は代表者の氏名、未成年者の場合は親権者の氏名の記載が必要です。（申請は公害の被害者に限らず紛争の当事者であれば公害発生源側からも申請できます。）

- ② 弁護士以外の**代理人**（⇒9ページ）を選任する場合は、委員会の承認を得る必要があります。

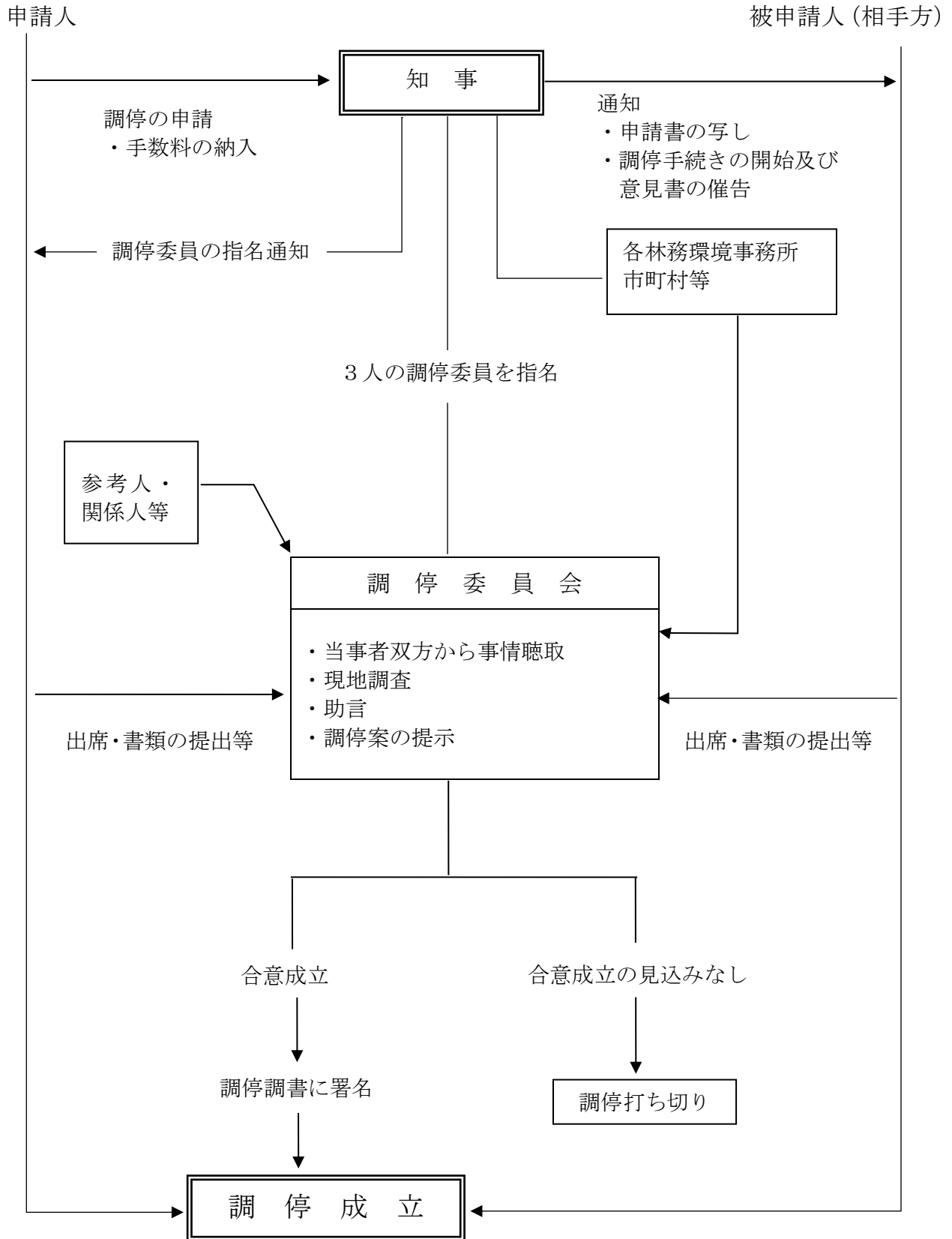
- ③ 調停を求める事項は話し合いをスムーズに進めるためにできるだけ具体的に書いてください。また、調停を求める事項や理由に**変更**（⇒10ページ）がある場合は、書面をもってこれを行うことができます。

- ④ すでに手続が進められている調停で主張されている原因と同一の原因による被害を主張する方はその調停に**参加の申立て**（⇒10ページ）ができます。（この場合も手数料が必要です。）

- ⑤ 当事者は、知事の許可を得て調停事件の**記録を閲覧**（⇒10ページ）することができます。

- ⑥ 書面は正本1部とその写し（相手方の数分）の提出にご協力ください。
サイズはA4をお願いします。

調停手続の流れ



5 あっせん、調停、仲裁の主な相違点

	あ っ せ ん	調 停	仲 裁
基 本	当事者による自主的な解決に比重が置かれています。	委員会が紛争の解決に向けて働きかけます。	裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、仲裁委員に判断を委ねるという仲裁契約の締結が前提となります。
委 員	あっせん委員は1人でも手続を行えます。	3人の調停委員が合議によって手続を行います。	3人の仲裁委員が合議によって手続を行います。
期 日	必ずしも期日を開く必要はありません。	当事者双方の出席する期日を開くのが原則です。	当事者双方の出席する期日を開くのが原則です。
解 決 方 法	・当事者間の合意で和解が成立します。 ・和解契約書には強制力はありません。 ・強制執行を求めるには、改めて訴訟を提起するなどして、債務名義（民事執行法第22条）を得る必要があります。	・当事者間の合意で調停が成立します。 ・合意を促すものとして調停案の受諾勧告があります。 ・調停調書に強制力はありません。 ・強制執行を求めるには改めて訴訟を提起するなどして、債務名義（民事執行法第22条）を得る必要があります。 ・ただし、義務の履行を促す制度として、義務履行勧告があります。	・仲裁委員の判断により仲裁判断が行われます。 ・仲裁判断は確定判決と同様の効力を有します。 ・強制執行を求めるには、執行判決を求める訴えを提起する必要があります。
手 数 料	不 要	要	要

6 申請手数料は

手数料は調停を求める事項の価額によって算定します。（山梨県公害紛争処理の手続に要する費用等に関する条例第3条）

- (1) 損害賠償を求める場合は、その請求額が「調停を求める事項の価額」となります。
- (2) 騒音の差し止め請求のような価額の算定が不可能な場合は、その価額を500万円とみなします。（同条例第3条第2項）
- (3) 手数料は、以下の方法により納めてください。
 - ア) 収入証紙の購入による納付（令和8年3月まで）
 - イ) 令和8年1月から窓口収納
 - ウ) 令和8年1月から納入通知
 - エ) 令和8年1月から電子納付※令和7年度の手数料の納付方法の詳細はこちらのチラシをご参照ください。
- (4) 手数料は次のとおりです。

調停を求める事項の価額	申 請 手 数 料
100万円まで	1,000円
1,000万円まで	価額（1万円単位）×7円＋ 300円
1億円まで	価額（1万円単位）×6円＋ 1,300円
1億円を超える場合	価額（1万円単位）×5円＋ 11,300円

※ 例えば、前述（2）の騒音の差し止めを求める場合は調停を求める事項の価額を500万円として算定しますので、手数料の価額は3,800円です。

《計算式》

調停を求める事項の価額「100万円を超え1,000万円以下の場合」に該当しますので $1,000円 + (500 - 100) \times 7円 = 3,800円$

7 他の主な紛争解決手段は

(1) 公の機関によって強制的に解決したい場合

① 地方裁判所又は簡易裁判所に **民事訴訟** を提起する。

② 地方裁判所に **仮処分** を申請する。

(仮処分＝金銭債権以外の特定物の給付・引渡その他特定の給付を目的とする請求権の執行保全を目的とし、あるいは争いがある権利関係につき仮の地位を定めることを目的とする手続・・・有斐閣「新法律学辞典」)

③ 公害等調整委員会に **裁定(責任裁定・原因裁定)** を申請する。

裁定責任＝損害賠償責任の有無をはっきりさせることを目的とする手続

原因裁定＝被害の原因をはっきりさせることを目的とする手続

(2) 公の機関によって円満に解決したい場合

① 簡易裁判所に **調停(民事調停)** を申し立てる。

(メリット：債務名義が得られる。(債務名義とは、特定の給付請求権が存在する事を公証する文書で法律によって執行力を認められたもの。))

〈申請費用(印紙代)：例えば、訴額が 100万円のとき 5,000円

1000万円のとき25,000円〉

② 簡易裁判所において**起訴前の和解(即決和解ともいいます)**により裁判官の面前で相手方と話し合いで解決する。

(メリット：当事者に和解する意志があればすぐ終わる。)

〈申請費用(印紙代)：2,000円〉

(3) 行政機関における指導・強制を求める場合

各林務環境事務所環境・エネルギー課や市町村の公害対策担当課に**行政指導・行政処分**を求める。

8 用語の解説

〈却下〉

却下とは、不適法な申請を排斥する処分のことです。次のような場合には不適法な申請として却下されることがあります。

- ① 紛争が相当範囲にわたる典型7公害に関わる公害紛争に当たらないと判断される場合
- ② 紛争が典型7公害以外の公害に関わるもののみである場合
- ③ 申請の内容が行政事件に関わるものである場合
- ④ 申請の対象が防衛施設に関わる公害についての紛争である場合
- ⑤ 申請人又は被申請人に当事者能力や当事者適格がない場合
- ⑥ 申請手数料が不足していたり、政令で定められた申請書の記載事項を欠いている場合で、県の補正要求にも応じない場合

〈義務履行の勧告〉

義務履行の勧告とは、調停成立後、調停調書に定められた義務を正当な理由がないのに果たさない人に対し、知事が相当と認めるときに必要な勧告を行うことです。この勧告を行うには、その義務につき権利のある人が、知事あてに書面で申し出る必要があります。なお、手数料は不用です。

〈所定の記載事項〉

- ① 当事者の氏名又は名称及び住所
- ② 代理人又は代表者を選任又は選定したときはその方の氏名及び住所
- ③ 当該公害に係る事業活動その他の人の活動の行われた場所及び被害の生じた場所
- ④ 調停を求める事項及びその理由
- ⑤ 紛争の経過
- ⑥ 申請年月日
- ⑦ 調停を行うについて参考となる事項

〈調停案の受諾の勧告〉

調停案の受諾の勧告とは、委員会が相当であると認めるときには一切の事情を考慮して調停案を作成し、当事者に対し、30日以上の間を定めてこの案を受け入れるように勧告することです。

調停案受諾勧告があった場合に、当事者が指定された期間内に受諾しない旨の申し出をしなかったときは当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなされます。この受諾しない旨の申し出は書面をもって行わなければなりません。また、受諾しない旨の申し出があった場合には調停が打ち切られたものとみなされます。

〈代理人と代表者〉

代理人とは、申請人や被申請人が、仕事の都合などで調停期日に出席できない場合その他自ら調停に臨むことが難しい場合に、代わりに調停手続きを進めてもらう弁護士や適当な第三者のことです。代理人が弁護士の場合は、「委任状」を、弁護士でない場合は委員会の許可が必要になりますので「委任状」と「代理人承認申請書」を提出してください。

代表者とは、申請人や被申請人などの当事者が多数の場合、他の当事者のために手続きを進める1人又は数人の当事者のことです。代表者の選定にあたっては、「代表者選定書」を委員会に提出する必要がありますが、委員会の許可は不要です。

なお、代理人と代表者の違いについては次の表のとおりです。特に代表者を選定した場合、代表者以外の当事者は期日への出席、資料の提出等ができなくなるので注意が必要です。

代 理 人	代 表 者
当事者が1人の場合でも選任できます。	当事者が複数の場合に選定できます。
代理人となるのは、当事者本人でも第三者でもかまいません。	代表者となるのは、当事者本人のうちの誰かに限られ、第三者はなれません。
弁護士でない方を代理人に選任するには、調停委員会の承認が必要です。（委員会が一度承認しても後に承認を取り消して代理人としての行為をさせないことも可能）	代表者の選定には、調停委員会の承認は不要です。（委員会が代表者をやめさせることはできません）
その事件の処理に必要な手続き上の一切の行為をする権限があります。ただし、申請の取下げ、調停案の受諾、復代理人の選任については特別の授権が必要です。	申請の取下げ、調停調書への署名、調停案の受諾を除き、その事件の処理に必要な手続き上一切の行為をする権限があります。
特別の授権があれば、申請の取下げ、調停案の受諾、復代理人の選任もできます。	申請の取下げ、調停調書への署名押印、調停案の受諾はできません。
代理人を選任していても、当事者本人は調停手続きで各種の行為をすることができます。	代表者が選定されると、当事者本人は、期日への出席、発言、資料の提出等の代表者がなし得る行為は代表者を通じてしかできません。

〈申請の変更〉

申請の変更とは、申請人又は参加人が調停を求める事項又はその理由を変更することです。申請の変更は知事あてに「調停申請変更申請書」を提出する必要があります。委員会が調停手続きを著しく遅延させると判断した場合は変更できません。

調停を求める事項の変更とは、例えば、当初公害防止設備の設置を求めていたのを、その後併せて損害賠償を求めるとか、損害賠償の請求額を増額するような変更をいいます。また、調停を求める理由の変更とは、例えば、公害防止を求める調停において、騒音による被害に振動による被害を加える場合などをいいます。

〈参加の申立て〉

参加の申立てとは、既に手続きが進められている調停事件で主張されている原因と同一の原因による被害を主張する人が、当事者としてその事件の手続きに参加するという申立てのことです。参加の申立ては公害の被害者のみが行うことができ、公害発生源側はできません。

参加の申立ては知事あてに「参加申立書」を提出し、委員会の許可を得る必要があります。許可は事件の当事者から意見を聞いた上で決定されます。

〈記録の閲覧〉

当事者は、調停事件の記録（当事者が提出した文書や期日調書等）を閲覧することができます。閲覧をするには、知事あてに「記録の閲覧請求書」を提出し、知事の許可を得る必要があります。閲覧場所は、事件の記録が保管されている山梨県森林環境部大気水質保全課の事務室となるのが通例です。手数料は不要です。